

平成 20 年度独立行政法人北方領土問題対策協会年度計画

「独立行政法人北方領土問題対策協会」(以下「協会」という。)は、中期計画に定めた業務の実施について、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 31 条の規定に基づき、平成 20 年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 中期計画を踏まえ、一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)の削減を図るため、事務処理の効率化とより一層の事務経費の節約を励行する。

(2) 業務経費(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)については、中期計画を踏まえた効率化を図るため、各種支援事業等における節約を引き続き推進する。中期計画を踏まえ、以下の措置を講ずる。

- ・ 給与水準の適正性については、国家公務員との比較指数を定期的に検証し、その検証結果及び取組状況を公表する。
- ・ 札幌事務所を移転する。
- ・ 契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。)による。
- ・ 内部統制・ガバナンス強化に向けた検討を行う。
- ・ 引き続き、財務内容等の一層の透明性を確保する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 国民世論の啓発に関する事項

北方領土返還要求運動の推進

(ア) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議(以下「県民会議」という。)並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会(以下「北連協」という。)及び北連協加盟団体等が実施する次の事業に対する支援を行い、年間 100 回以上の水準を保つこととする。

() 北方領土返還要求全国大会

(2月7日「北方領土の日」開催場所：東京)

- () 県民会議が開催する県民大会、講演会、研修会等
 - () 北連協及びその加盟団体等が開催する現地（根室市）集会、研修会等
 - () 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等の北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動
- (イ) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。
- (ウ) 協会、県民会議、都道府県等の連携を緊密にするためのパイプ役として推進委員を配置し、協会の得た情報の提供を行い、その共有を図り、返還運動の推進を図る。
- (エ) 県民会議等事業の今年度の計画、総括・見直し、課題等を協議するため、以下の会議を招集する。
- 都道府県推進委員全国会議（東京 / 4月）
 - 都道府県民会議代表者全国会議（11月開催予定）
 - ブロック幹事県担当者会議（11月、3月開催予定）
 - 県民会議ブロック会議（6ブロック）
 - 北連協代表者会議
- (オ) 広く国民に北方領土問題及び返還要求運動について、理解と認識を深めるため以下の事業を実施する。
- () 標語募集
 - () ポスターカレンダーの作成
 - () 啓発懸垂幕の掲出
- (カ) 根室地域の啓発施設の有効活用が図られるよう、来館者による意見を集約し、反映させることとする。
- 北方館（根室市）
 - 別海北方展望塔（別海町）
 - 羅臼国後展望塔（羅臼町）

青少年や教育関係者に対する啓発の実施

- (ア) 返還要求運動の「後継者対策」を目的として、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうため、以下の事業を実施する。
- 北方少年交流事業（北方領土元居住者の3世 / 7月）
 - ・内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）等関係大臣に対し、早期解決を訴える。
 - ・同世代の少年・少女と交流を通じた北方領土研修。
 - 北方領土問題青少年・教育指導者研修会（対象：中学生、高校生及び中学校社会科担当教諭等 / 8月・根室市）

北方領土ゼミナール（対象：大学生 / 9月・根室市）

北方領土問題学生研究会（対象：大学生 / 原則年2回）

なお、根室での研修会・ゼミナール参加者からは、報告書等を提出させるとともに、アンケート調査を実施し、意見等を集約した上で次年度事業に反映させる。

- (イ) 学校教育における北方領土教育の充実・強化を図ることを目的とする「北方領土問題教育者会議」の設置について全都道府県に引き続き働きかけるとともに、既設立会議については啓発資料・資材の提供、有識者・元島民等の講師派遣といった支援を行う。

また、各県の教育者会議間の連携を図るとともに、教材等の成果物の共有化等を進めるため「北方領土問題教育者会議全国会議」を開催する。

わかりやすい情報の提供

北方領土問題についての国民世論の啓発を図るため、パンフレット等の啓発用資料、資材の作成等を行うとともに、協会ホームページのコンテンツを速やかに最新のデータに更新する。

なお、本年度においては、協会ホームページにおいて特に学生や子供にもわかりやすく伝えるよう、青少年向けページの充実化を図る。

(2) 北方四島との交流事業

以下の相互交流事業及び専門家派遣事業については、事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。

元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流

元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業の実施並びに支援については、引き続き推進する。

専門家の派遣

専門家派遣として、教育専門家（中学校社会科教諭）の訪問を青少年訪問と合同で実施する。また、日本語講師を3島（色丹、国後、択捉島）へ派遣する。

その際、教育専門家訪問参加者に対しては、報告書を提出させる。

また、日本語講師派遣事業については、派遣講師に報告書を提出させるとともに報告会を開催し、その成果を今後の事業の展開に反映させる。

その他

北方四島交流事業の本年度の実施結果を持ち寄り、21年度事業の在り方等を検討するため、実施団体等による協議を行う。

(3) 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保

「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針」(平成19年12月18日関係閣僚申合せ)に基づき、平成20年度においては民間企業に公募をかけて後継船舶に関する提案を受け、事業者を選定し、契約(または協定)を締結する。

(4) 北方領土問題等に関する調査研究

北方領土問題を巡る環境の変化、返還要求運動の当面の課題等をテーマとした調査研究を行う。

選定したテーマについては、専門家に委託し、レポート等の成果を公表することとする。

また、有識者の意見等を収集し、効果的に活用する。

(5) 元島民等に対する必要な援護等に関する事項

元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため「北方地域元居住者研修・交流会」を開催する。

また、元島民等の団体が行う返還要求運動等に対して支援を行う。

元島民等により構成される団体を実施する「北方四島居住地跡の資料(図面)の保存整備事業」に対し支援を行い、元島民等による自由訪問等が効率的に実施できるよう資料整備を行う。本年度は、歯舞群島及び色丹島の保存資料を作成する。

自由訪問に対する支援

元島民等により構成された団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。

その際、実施した事業の実績を整理した報告書を提出させる。

(6) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業

融資制度の周知

平成20年4月1日からの改正法の施行に関して、対象者が多く居住する道内及び富山県の10地区で、融資説明・相談会を開催するとともに、協会のホームページ、広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会報等を活用し、以下について周知の徹底を図る。

- ・ 融資内容及び手続きの方法について
- ・ 元居住者の居住要件の緩和について
- ・ 生前承継及び同制度を補完する死後承継について
- ・ 法人資金の取扱の停止について

関係金融機関との連携強化

融資制度の円滑化を図るため以下の会議を開催し、関係金融機関との連携を一層強化する。

漁業協同組合担当者会議（4月 札幌）

関係機関実務担当者会議（4月 札幌）

リスク管理債権の適正な管理

電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、更生、生活、修学、住宅改良の各資金については、平成19年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持し、リスク管理債権を以下により適正に管理する。

（ア）貸付残高に占めるリスク管理債権額の割合（リスク管理債権比率）を全国預金取扱金融機関の18年度末平均比率3.31%以下に抑制する。

（イ）更生・生活資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。

（ウ）修学資金については、新規及び更新契約時に成人に達した修学者と連帯債務契約を締結（対象者の80%を達成目標とする）し、債権保全を強化する。

（エ）住宅改良資金については、前中期計画期間中のリスク管理債権平均残高の90%以下に抑制する。

融資業務研修会の開催

元島民等により構成される団体の支部長、推進員等を対象に、融資制度の内容や管理回収状況及び法改正について、正確な情報を提供し理解を深めてもらうため融資業務研修会を開催する。

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）収支計画及び資金計画

別 紙

4. 短期借入金の限度額

【一般業務勘定】

運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を5千万円とする。

【貸付業務勘定】

貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を14億円とする。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産

10億円を担保に供するものとする。

6. 剰余金の使途

剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実等に充てる。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

該当なし

(2) 人事に関する計画

職員の適性を的確に把握し、適性に応じた人員配置を行う。

業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るなど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。

年度計画予算
平成 20 年度

[北方領土問題対策協会合計額] (単位 : 百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	6 5 2
貸付事業費補助金	1 8 8
貸付金利息収入	8 0
受託収入	6 6
事業外収入	4
計	9 8 9
支 出	
北方対策事業費	4 8 2
一般管理費	5 5
人件費	2 3 1
貸付業務関係経費	1 5 6
受託業務費	6 6
計	9 8 9

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

[人件費の見積り]

期間中総額 { 一般業務勘定 1 2 1 百万円
貸付業務勘定 7 8 百万円 を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬 (非常勤役員報酬を除く。) 並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

年度計画予算
平成 20 年度

〔一般業務勘定〕 (単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	6 5 2
事業外収入	0
受託収入	6 6
その他の収入	0
計	7 1 8
支 出	
北方対策事業費	4 8 2
一般管理費	3 0
人件費	1 4 1
受託業務費	6 6
計	7 1 8

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

〔人件費の見積り〕

期間中総額 1 2 1 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬（非常勤役員報酬を除く。）並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

年度計画予算
平成 20 年度

〔貸付業務勘定〕

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
貸付事業費補助金	1 8 8
貸付金利息収入	8 0
事業外収入	4
計	2 7 1
支 出	
貸付業務関係経費	1 5 6
一般管理費	2 5
人件費	9 0
計	2 7 1

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

〔人件費の見積もり〕

期間中総額 7 8 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬（非常勤役員報酬を除く。）並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

収 支 計 画
平成 20 事業年度

〔北方領土問題対策協会合計額〕

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	9 9 9
經常費用	9 9 9
北方対策事業費	4 8 2
貸付業務関係経費	1 5 6
一般管理費	5 5
人件費	2 3 1
受託業務費	6 6
減価償却費	1 0
財務費用	
臨時損失	
収益の部	9 9 9
運営費交付金収益	6 5 2
貸付事業費補助金	1 8 8
貸付金利息収入	8 0
事業外収入	4
受託収入	6 6
資産見返負債戻入	1 0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	
総利益	0

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

収 支 計 画
平成 20 事業年度

〔一般業務勘定〕 (単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	7 2 5
經常費用	7 2 5
北方対策事業費	4 8 2
一般管理費	3 0
人件費	1 4 1
受託業務費	6 6
減価償却費	7
財務費用	
臨時損失	
収益の部	7 2 5
運営費交付金収益	6 5 2
事業外収入	0
受託収入	6 6
資産見返負債戻入	
資産見返運営費交付金戻入	7
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	
総利益	0

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

収 支 計 画
平成 20 事業年度

〔貸付業務勘定〕

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2 7 4
經常費用	2 7 4
貸付業務関係経費	1 5 6
一般管理費	2 5
人件費	9 0
減価償却費	3
財務費用	
臨時損失	
収益の部	2 7 4
貸付事業費補助金	1 8 8
貸付金利息収入	8 0
事業外収入	4
資産見返負債戻入	
資産見返補助金戻入	3
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	
総利益	0

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

資 金 計 画
平成 20 事業年度

〔北方領土問題対策協会合計額〕

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,350
業務活動による支出	2,387
投資活動による支出	
財務活動による支出	2,693
次年度への繰越金	270
資金収入	5,350
業務活動による収入	1,876
運営費交付金による収入	652
貸付事業費補助金による収入	188
貸付金回収による収入	883
貸付金利息収入	80
その他の業務収入	73
投資活動による収入	
財務活動による収入	3,230
前年度からの繰越金	245

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

資 金 計 画
平成 20 事業年度

〔一般業務勘定〕

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	8 8 3
業務活動による支出	7 1 8
投資活動による支出	
財務活動による支出	
次年度への繰越金	1 6 5
資金収入	8 8 3
業務活動による収入	7 1 8
運営費交付金による収入	6 5 2
その他の業務収入	6 6
投資活動による収入	
財務活動による収入	
前年度からの繰越金	1 6 5

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

資 金 計 画
平成 20 事業年度

〔貸付業務勘定〕

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	4,467
業務活動による支出	1,669
投資活動による支出	
財務活動による支出	2,693
次年度への繰越金	105
資金収入	4,467
業務活動による収入	1,158
貸付事業費補助金による収入	188
貸付金回収による収入	883
貸付金利息収入	80
その他の業務収入	8
投資活動による収入	
財務活動による収入	3,230
前年度からの繰越金	80

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。